

## 会員事業所の声 「会社の想いを継ぐ」

事業所名：旭株式会社（つり具山陽・ゴルフ山陽）  
 事業所住所：加古川町南備後350-2（つり具山陽 加古川店）  
 平岡町新在家893-1（ゴルフ山陽）  
 代表者：代表取締役 清水 美智子

親族承継を行い、新たな事業展開を行っている「旭株式会社」の先代社長で現会長である薄雲淳子氏と、現社長の清水美智子氏に事業承継を経て、それぞれの立場で感じたことについて、お話を伺いました。



会長の薄雲氏（左）と、社長の清水氏（右）

### ①事業承継のきっかけについて

**薄雲会長：**創業から50年、人生の大半を共に歩んできた思い入れのある会社です。次代につながるべきと幹部社員に後継者教育を行い、それに十分応えてくれていましたが、諸事情で退職。そのショックから一時はM&Aや廃業をも考えました。2020年2月に夫が急逝し、精神的支えを失った私は仕事に出られなくなりました。夫は娘（清水氏）に会社を継いで欲しかったようで、その遺志を継ぐ形となりました。

**清水社長：**看護師の仕事をしなが、父が担当している会社の経理を手伝っていました。事務的な引き継ぎを父から受けている最中に急死し、母は精神的に落ち込み、社内にも不安が広がっていました。その中で、「長年、事業を続けてきた父と母の想いや、一緒に頑張ってきた社員を守りたい」と思い、2022年の6月に事業承継しました。

### ②事業承継をするにあたって「こんな事」を重視しました

**薄雲会長：**親族承継ではありますが、親子と会社は割り切ることが大事だと考えています。そのため、引き継いだ後は、出来るだけ会社の方針には口を出さないようにしています。現社長は、時代に合った経営を一生懸命に勉強し、実践していると思いますので、今は安心して見守っています。

**清水社長：**社長になるにあたって、先代とは異なる方法ではあるが、私自身のやり方で進めたいと考えていました。まず、従業員一人一人と対話を行い、自身の思いや考えを伝えました。その結果、会社の方向性についてしっかりと定めることができました。また、スタッフから「私たちも皆でサポートします。一緒に頑張りましょう！」と言ってもらえたことが、とても励みになっています。

### ③事業承継を考えている事業所に伝えたいこと

**清水社長：**どういった事業承継であっても「会社の想いを受け継ぐ」ことには変わりないと思います。事業形態や経営方針は変わっても、会社の理念や想いは決して忘れないようにしています。私の場合は事業承継の準備期間が短かったため、社長としての考え方や振る舞い方などは、苦勞して勉強しています。会社ごとに事情は異なると思いますが、十分な準備期間を設けることで、よりスムーズに承継できると思います。

### ④「釣り」・「ゴルフ」のことなら当店をご利用ください！

**薄雲会長：**釣りというのは「準備もワクワク」、「釣りの最中もワクワク」、「釣った後も家族や友達とワクワク」できる1日で三度も四度も楽しめるレジャーです。釣り具の事なら、ぜひ当店にお越しください。

**清水社長：**ゴルフも釣りも上手くなる事が1つの楽しみではありますが、当店のインドアゴルフ施設は同伴者もOKです。楽しんでくれているお客様の姿が私もスタッフも一番嬉しく感じます。初心者の方でも楽しめるように様々な企画をご準備していますので、ぜひお気軽にお越しください！

## 中小企業の事業承継をサポートする取組

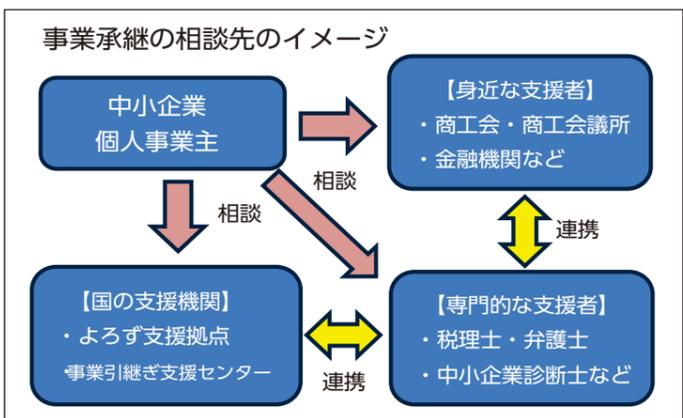
### ①事業承継の支援体制

中小企業の経営者が事業承継に関する専門的なアドバイスを受けたい場合、私ども商工会議所・商工会の他にも、金融機関や顧問の税理士などが身近な相談先と言えます。公的な支援機関としては、事業承継に関する相談対応を行っている「事業引継ぎ支援センター」や、総合的なアドバイスを受けられる「よろず支援拠点」が挙げられます。

### ②事業承継の支援施策

・「事業承継・引継ぎ補助金」  
 事業承継を機に新たな取り組みを行う中小企業等を支援するために設けられています。親族内事業承継に限らず、社内事業承継やM&Aによる事業承継も対象となります。

補助の対象となる取組内容や経費の種類に応じて「経営革新枠」、「専門家活用枠」、「廃業・再チャレンジ枠」の3事業で補助を行います。さらに、経営革新は「創



業支援類型」、「経営者交代類型」、「M&A類型」の3類型、専門家活用には、「買い手支援類型」と「売り手支援類型」の2類型に分類されます。

### ・「個人版事業承継税制」

個人事業主の特定事業用資産の承継に伴う贈与税・相続税の負担を軽減する特例措置です。2026年3月までに個人事業承継計画を提出し、2028年までに事業承継を実施する必要があります。

### ・「法人版事業承継税制（特例措置）」

非上場の株式会社等の承継に伴う贈与税・相続税の負担を軽減する特例措置です。2026年3月までに特例事業承継計画を提出し、2027年までに事業承継を実施する必要があります。



「事業承継を知る」  
 (中小企業庁)



事業承継・引継ぎ補助金



事業承継税制特集  
 (国税庁)



兵庫県事業承継引継ぎ支援センター